

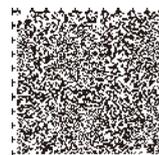
第3期嵐山町地域福祉計画 第2期嵐山町地域福祉活動計画

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん



令和5年3月

嵐山町・嵐山町社会福祉協議会



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、人口の減少、地域社会の脆弱化等の社会構造変化の中で、たとえ様々な生活課題を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

他方、家族や地域社会の変容などを背景に、従来の支援制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的・包括的な支援体制を整備する必要があります。

「地域共生社会」の実現に向けては住民の主体的な参加が不可欠であり、その促進にあたって社会福祉協議会の活動との緊密な連携が重要であることから、本町では地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に「第3期嵐山町地域福祉計画・第2期嵐山町地域福祉活動計画」（以下、本計画といいます。）として策定しています。

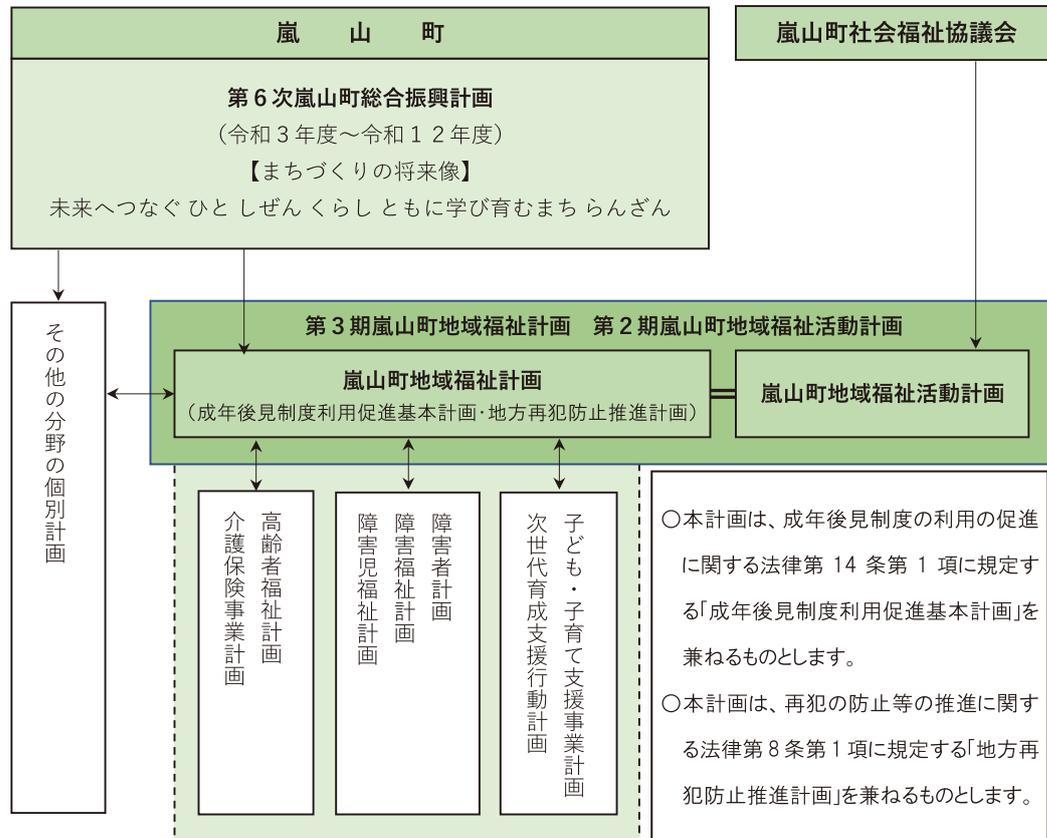
2 計画の位置づけ

「嵐山町地域福祉計画」は、町の基本構想・総合振興計画に基づく福祉分野の計画で、福祉分野の各個別計画の上位計画に位置づけられます。

「嵐山町地域福祉活動計画」は、民間組織である嵐山町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画です。

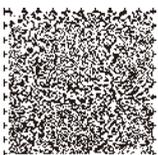
また、本計画には、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するための「成年後見制度利用促進基本計画」と、安全・安心な地域づくりや再犯防止施策を推進するための「地方再犯防止推進計画」を含めました。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。



1 基本理念

本町を取り巻く状況を見ると、人口減少や少子高齢化、経済格差の拡大等が進行しており、要介護高齢者や障害者等の支援を必要とする町民が増加しています。また、家庭の自助力の低下、地域コミュニティの脆弱化も懸念されており、財政的な制約がある中で、より細やかでかつ効率的・効果的な対応が求められています。

こうした状況のなか、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対して必要な支援を適切かつ持続的に提供する包括的な支援体制整備に取り組みつつ、本町の特性に合った地域共生社会を構築していくことが求められます。地域共生社会を構築する過程においては、住民の主体的参加と住民・事業者・行政の連携・協働が前提であることから、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」を基本理念とします。

【基本理念】

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん

2 基本的方向性

基本理念に則り、本町としての地域共生社会を実現するために3つの基本的方向性を示します。

基本的方向性1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

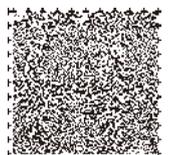
子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、町民の誰もがふれあい、支え合えるようにするとともに、ふれあい、支え合いを通じて誰もが輝けるまちづくりを推進します。

基本的方向性2 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

町民の誰もが地域福祉を理解し、地域の課題を我が事としてとらえられるようにするとともに、身近な地域の福祉活動に参加し、生き活きと担える環境づくりを推進します。

基本的方向性3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが相互尊重のもとに、地域で安心して自分らしく暮らせるように、必要な支援に早期につながり、適切かつ持続的に支援が得られるよう、多様な連携・協働による包括的な支援体制の整備に取り組み、地域共生による福祉のまちづくりを推進します。



1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

(1) 日常的な見守り・支え合い活動の促進

- 住民の主体的活動を促進し、地域住民等による日常的な見守りや支え合いの仕組みの構築を推進します。
- 社会福祉協議会と商工会の連携による「嵐山おたすけサービス事業」については、利用会員の拡大、ニーズに合わせた内容の充実と担い手の確保を図ります。

(2) 避難行動要支援者支援の推進

- 支え合いマップの活用により、災害時に迅速に支援できる体制を整備します。
- 地域の防災・防犯活動に対して支援を行います。
- 災害時における福祉避難所の充実を図ります。
- 災害時に要支援者を地域で支援する「災害ボランティア」の育成を、地域と行政で連携して行います。
- 地域間の連携や重層的な支援体制を構築します。

(3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり

- 関係機関相互の連携を強化し、誰もが安心して暮らしていける環境を整備します。

(4) 居場所・交流拠点づくり

- 人の集まるイベントに関する情報を発信するとともに、地域にある様々な交流拠点を活用し、交流の機会や通いの場づくりを支援します。

2 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

(1) 福祉意識の啓発

- 社会福祉協議会と連携し、各種研修・講座等を企画、開催し、ボランティア団体や関係機関との連絡調整を進めます。
- 様々な情報媒体や行事を活用し、福祉意識を高める啓発や理解促進を進めます。

(2) 福祉教育の推進

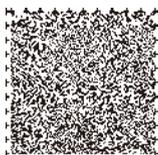
- 体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、児童・生徒に対する福祉教育や地域住民に対する福祉教育を進めていきます。

(3) 地域福祉活動の担い手づくり

- 介護予防のための自主活動組織の育成と地域組織の活動継続を支援していきます。
- ボランティアセンター等を通じて、情報提供を進めていきます。

(4) 地域福祉活動の活性化

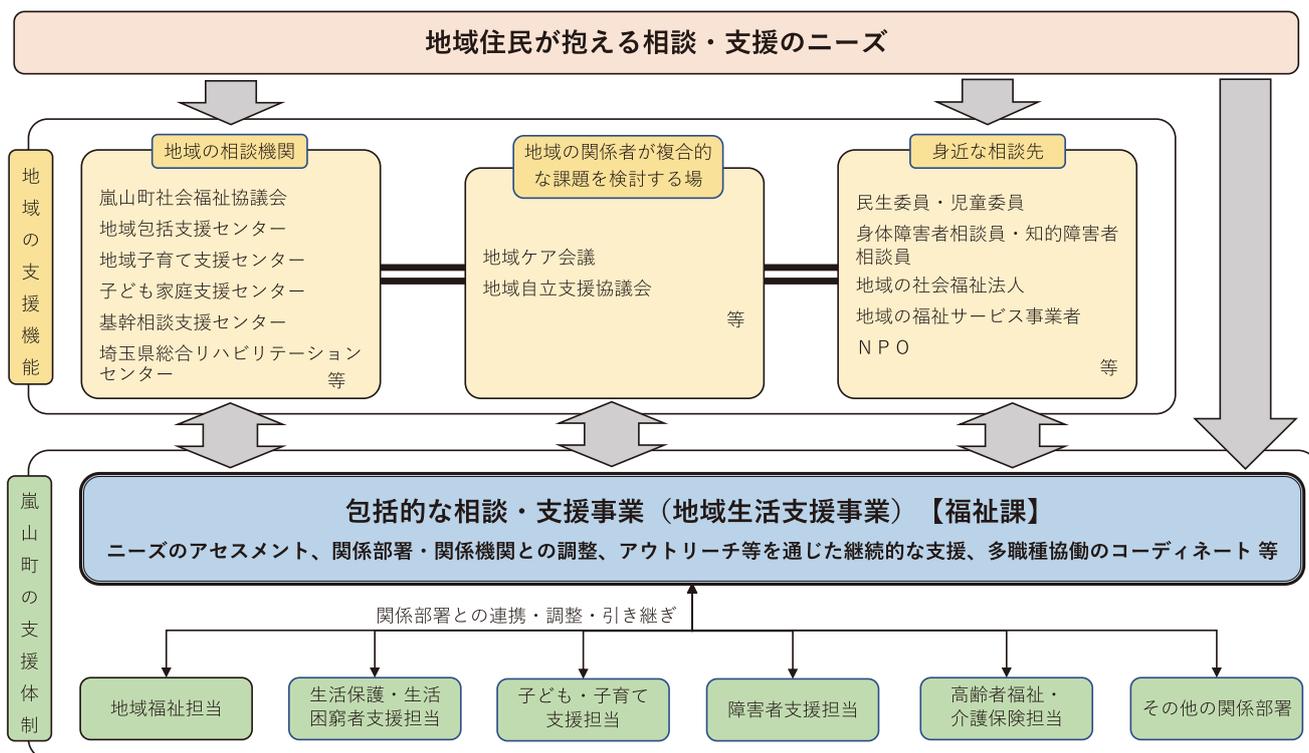
- 地域組織・団体が継続的に活動していけるよう支援していきます。
- 町民が地域活動に参加するきっかけづくりを進め、活動の裾野を広げていきます。



3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1) 包括的な相談・支援体制の整備

- 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等の相談を受け、地域における適切なサービス、機関、制度の利用につなげていけるよう支援していきます。また、障害者やその家族、子育て中の親等に対して、専門機関等との連携・協力のもと、総合的かつきめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、包括的な相談・支援体制の整備に取り組みます。
- 地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員と連携を深め、問題解決に向けて専門機関にもつながる対応に努めます。

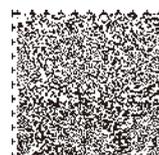


(2) 情報提供・情報伝達の充実

- 広報紙やホームページ、SNSを充実し、福祉に関する様々な情報を提供するほか、地域における各種団体等の活動を広報してその活動を支援していきます。

(3) 権利擁護・虐待防止

- ネットワークの充実を図り、異常の早期発見・対応に努めます。
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、成年後見制度の周知と支援体制整備に取り組み、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護を推進します。
- 高齢者・障害者・子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制を整備します。



(4) 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。
- 生活に困窮した町民、生活困窮に陥りそうな町民の早期把握に努めます。

(5) サービスの質の向上と適切な利用促進

- サービス提供事業者の質の向上につながるよう、情報提供や研修支援を進めます。
- 第三者評価を推進し、適切なサービスが行われているか点検・評価を行っていきます。

(6) 安全・安心のまちづくりの推進

- 地域や学校等と連携して防犯活動を推進します。
- 地域で防犯活動等を行う関係団体を支援します。
- 学校教育や生涯学習等により、防犯や交通安全に関する学習の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、自殺対策を推進します。
- 利便性の高い移動手段の確立と、買い物弱者の支援に取り組みます。
- ユニバーサルデザインの視点に立って、町の生活空間の改善に取り組みます。

嵐山町成年後見制度利用促進基本計画

1 基本理念

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、地域における本人らしい生活の継続を基本理念に、地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、専門職団体、民間団体等の協働による権利擁護支援の地域ネットワークを整備し、地域における重層的・包括的な支援体制の構築に取り組みます。

2 目標と施策の方向性

目標1 地域連携ネットワークの整備

① チームによる支援体制の構築

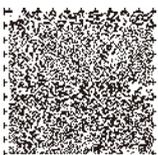
チームとして適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。

② 協議会の設置

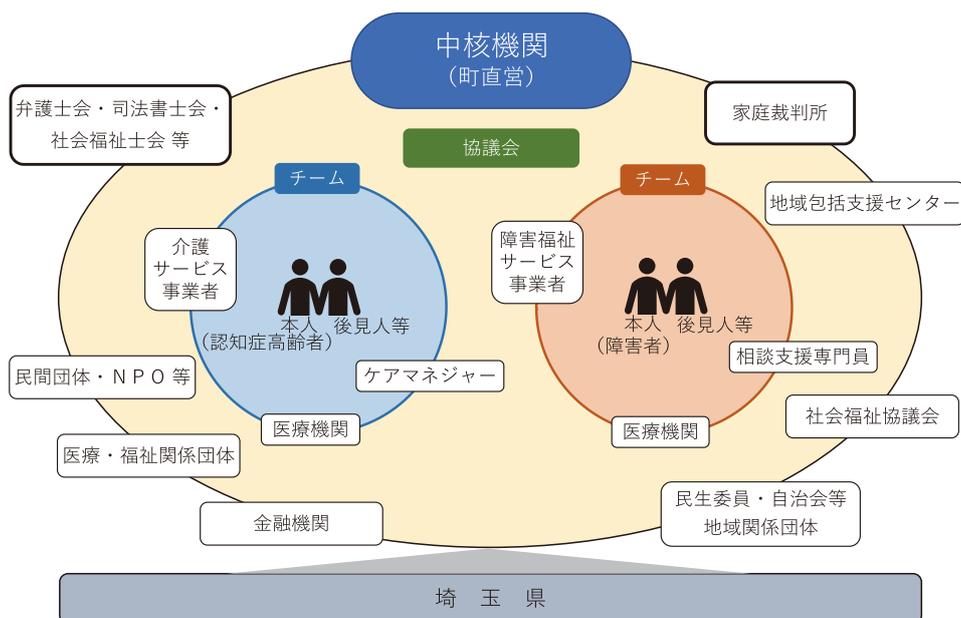
法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制を構築します。

③ 中核機関の整備

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を設置します。



地域連携ネットワークのイメージ



目標2 成年後見制度の利用促進

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進
	後見人支援

目標3 環境整備と利用の促進

① 社会福祉協議会による法人後見の促進

② 成年後見町長申立てと利用助成の実施

嵐山町再犯防止推進計画

1 再犯防止推進の視点

刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じて、一人一人の特性に応じた立ち直りのための指導・支援の実施を目指します。また、国・県・町・民間が連携し、総合的に施策推進が図られるよう、関係機関と連携して体制の構築に取り組みます。

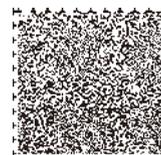
2 施策の推進

(1) 生活支援に関する取組

- ① 就労・住居の支援
- ② 生活支援

(2) 広報・啓発活動の推進

- ① 社会を明るくする運動の推進等
- ② 更生保護関係団体との連携強化
- ③ 薬物乱用防止運動の推進





嵐山町マスコットキャラクター
「むさし嵐丸」

第3期嵐山町地域福祉計画 第2期嵐山町地域福祉活動計画

令和5年3月発行

発行 嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

編集 嵐山町福祉課・嵐山町社会福祉協議会

嵐山町 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

電話 0493-62-0716 (福祉課直通) 62-2150 (代表)

URL <https://www.town.ranzan.saitama.jp/>

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 487-1

電話 0493-62-0722

URL <http://ranzanshakyou.jp/>

